

新料金（令和元年10月1日～）

宍道武道館 利用料金

占用利用

| 利用区分 | 時間区分 | 9時から19時 (1時間につき) | 19時から22時 (1時間につき) | 時間外 (1時間につき) |
|------------------|------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 一般・高校生 | | 400円 | 610円 | 480円 |
| 中学生以下・高齢者・障がい者 | | 200円 | 300円 | 240円 |
| アマチュアスポーツ以外の催しもの | | 3,050円 | 4,580円 | 3,660円 |

- 床面積を区分して利用する場合は、表中の基準額に利用する面積の割合を乗じた額とする。（10円未満切り捨て）※区分利用の最小面積は、施設ごとに管理者が指定する。
- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含む。
- 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。
- 照明設備利用料金は、基準額を含む。

個人利用

| | |
|------------|-------------|
| 一般・高齢者 | 1時間につき 100円 |
| 高校生以下・障がい者 | 1時間につき 50円 |

- 占用利用されていない場合のみとし、事前予約の受け付けは行わない。

現料金

宍道武道館 利用料金

占用利用

| 利用区分 | 時間区分 | 9時から19時 (1時間につき) | 19時から22時 (1時間につき) | 時間外 (1時間につき) |
|------------------|------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 一般・高校生 | | 400円 | 600円 | 480円 |
| 中学生以下・高齢者・障がい者 | | 200円 | 300円 | 240円 |
| アマチュアスポーツ以外の催しもの | | 3,000円 | 4,500円 | 3,600円 |

- 床面積を区分して利用する場合は、表中の基準額に利用する面積の割合を乗じた額とする。（10円未満切り捨て）※区分利用の最小面積は、施設ごとに管理者が指定する。
- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含む。
- 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。
- 照明設備利用料金は、基準額を含む。

個人利用

| | |
|------------|-------------|
| 一般・高齢者 | 1時間につき 100円 |
| 高校生以下・障がい者 | 1時間につき 50円 |

- 占用利用されていない場合のみとし、事前予約の受け付けは行わない。